

(略)

東京都監査委員	保	坂	まさひろ
同	中	村	ひろし
同	茂	垣	之 雄
同	後	藤	靖 子
同	小	粥	純 子

令和 8 年 8 月 3 日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「自治法」という。）第 2 4 2 条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。

よって、自治法第 2 4 2 条第 5 項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

記

本件請求において、請求人は、東京都職員共済組合における傷病手当金の支給について、事務処理の違法・不当な行為、組織的な管理体制の不備、虚偽説明、合理的配慮義務違反及び行政の不作为が認められるため、適切な調査と必要な措置を講じるよう求めていると解される。

自治法第 2 4 2 条第 1 項による住民監査請求は、違法・不当な財務会計上の行為があると認める普通地方公共団体に対して損害補填の措置等を請求できるものであり、住民監査請求の対象は、当該普通地方公共団体の財務会計上の行為に限られる。

一方、東京都職員共済組合は、地方公務員等共済組合法（昭和 3 7 年法律第 1 5 2 号。以下「地共済法」という。）に基づいて、地方公務員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、公務の能率的運営に資することを目的とし、地共済法第 4 条第 1 項の規定により設置された、普通地方公共団体とは別個の独立した法人である。

このため、本件請求は、東京都職員共済組合の行為を対象としたものであり、都の財務会計上の行為を対象としたものではないと解されるから、都に対する住民監査請求の

対象とはならない。

よって、本件請求は、自治法第242条に定める住民監査請求として不適法である。